



『津崎裁判』1回口頭弁論開催！！

10月25日に大阪地裁809号法廷で、第1回口頭弁論が開催され、原告の渡邊幹夫さんが「意見陳述」（裏面参照）を行いました。

「傍聴者に真実を知ってもらう」ために傍聴席を譲る

裁判所から事前に提示されていた傍聴席の振り分けは原告側14名、被告側14名、一般3～5名でしたが、原告は、「被告側傍聴者に真実を聞いて（知って）もらいたい」という思いで、被告側に傍聴席を譲りました。

嘘をつかずに、真実を報告して下さいよ！

しかし、法廷に入廷した20名を超える被告側傍聴者のほとんどがJR総連、貨物労組、西労の指導部でした。それとJR貨物関西支社の課員が2名入廷していました。

被告側傍聴者の皆さんには是非、渡邊さんが陳述した内容を、嘘をつかずにしっかり報告して欲しいと思っています。

「(嘘の)報告書を撤回し、関係者にも謝罪している」?? 嘘をつき続けるJR総連指導部と津崎被告！

JR総連は、津崎さんが渡邊さんと小林さんから提訴されて以降、このごろ色々な場で、「すでに津崎さんは、(嘘の)報告書を撤回し、関係者にも謝罪している。」と言っています。しかし、津崎さんは渡邊さんにも小林さんにも謝罪していません。

JR総連が言っていることは嘘です。

津崎さんは何故、嘘の報告文書を作成・拡散したのか？

いったい誰が何を実現するために何をなしたのか!?

今後の闘いで、真実を明らかにしていきます！

※ 次回期日は、12月11日（水）16：00から810号法廷です。

第1回口頭弁論にあたり、一言申し上げます。

本件の原告も被告も労働組合の役員です。労働組合は組合員が主人公であり、組合員と組合員、役員と組合員、役員と役員の信頼関係が運動の基本です。役員はそのことを肝に銘じて活動しなければなりません。

ところが被告の津崎さんは、JR総連近畿地協の議長という東海、西、貨物、3つの組合の連合体の長でありながら、嘘の報告書である「津崎文書」を作成し、それを基に、私たち原告らが「組織破壊行為を行った」とJR総連や各単組に報告しました。これが、本件「名誉毀損」事件の出発点であり、原告らが「組織破壊者」との汚名を着せられ、JR東海労がJR総連を除名になる発端となったのです。

被告の津崎さんは、昨年11月26日に開催された「近畿地協第35回定期委員会」での原告・渡邊らの「発言とビラを配布」行為を、「委員会終了後に開催した緊急常任委員会で組織破壊攻撃と全常任委員で確認した」と、上部組織であるJR総連や西・貨物等の組合に嘘の報告をしました。しかも、私たちJR東海労出身の役員から、「嘘を言うな」「そんな事実はない」「証拠として、録音がある」と反論されると、定期委員会が終了して半月も経過した地協常任委員会で、あっさりと「ごめんなさい、謝ります」と言いながら、「改めて、組織破壊攻撃と確認した」などと全く理解できないことを言いましたのです。

私たち原告が、「津崎文書」の存在を初めて知ったのは、2024年1月末に「津崎文書」が郵送されてきた時で、「津崎文書」の作成は11月27日ですから、約2ヶ月後に初めてその存在を知ったのです。

ところが、「津崎文書」が作成された2日後の11月29日には、すでにJR貨物労組の代表者会議で「取扱注意」の資料として配布され、JR西労の地協役員等にも配布されていました。ようするに、「津崎文書」は、「近畿地協第35回定期委員会」の2日後にはすでに出回っていたのです。私たちが「津崎文書」の存在を知った時点には、すでに私たちは、全国に「組織破壊者」の汚名を着せられ周知されていたのです。

JR総連は、「津崎文書」による「近畿地協からの報告」を基に、私たち原告とJR東海労新幹線関西地本を組織破壊者に仕立て上げ、JR東海労を制裁にかけ「除名」することを決定しました。

すべての発端は「津崎文書」です。この頃、JR総連は、「すでに津崎さんは嘘の報告書を撤回し、関係者にも謝罪している。」と言っています。しかし、津崎さんは、私にも、小林にも謝罪などしていません。JR総連が言っていることは嘘です。実際、津崎さんは、私たちが抗議と謝罪を求める書面を郵送したら、その封書の「受け取り拒否」をされました。

このような津崎さんの姿勢は、「いかに組織をまとめるのか」ではなく、「いかに対立を作るのか」としか言いようがありません。したがって、私たちは、裁判沙汰になる前に、お互いによく話し合えば解決できると思いましたが、それは叶わず、残念ながら本件を提訴することになりました。

信頼関係は組合運動の基本です。役員はそのことを肝に銘じて、「嘘をつかない」「誠実に活動する」必要があります。嘘の報告を平然とした被告の津崎さんには、襟を正して反省し謝罪することを求めます。

また、この法廷を傍聴されている組合員の皆さんにも、労働組合とは何か、役員はどうあるべきか、本件を機会によく考えていただきたいと思えます。

最後に、裁判所におかれましては、事実認定を間違えず、正しくご判断いただくようお願い申し上げます。

2024年10月25日

原告 渡邊 幹夫 小林 國博